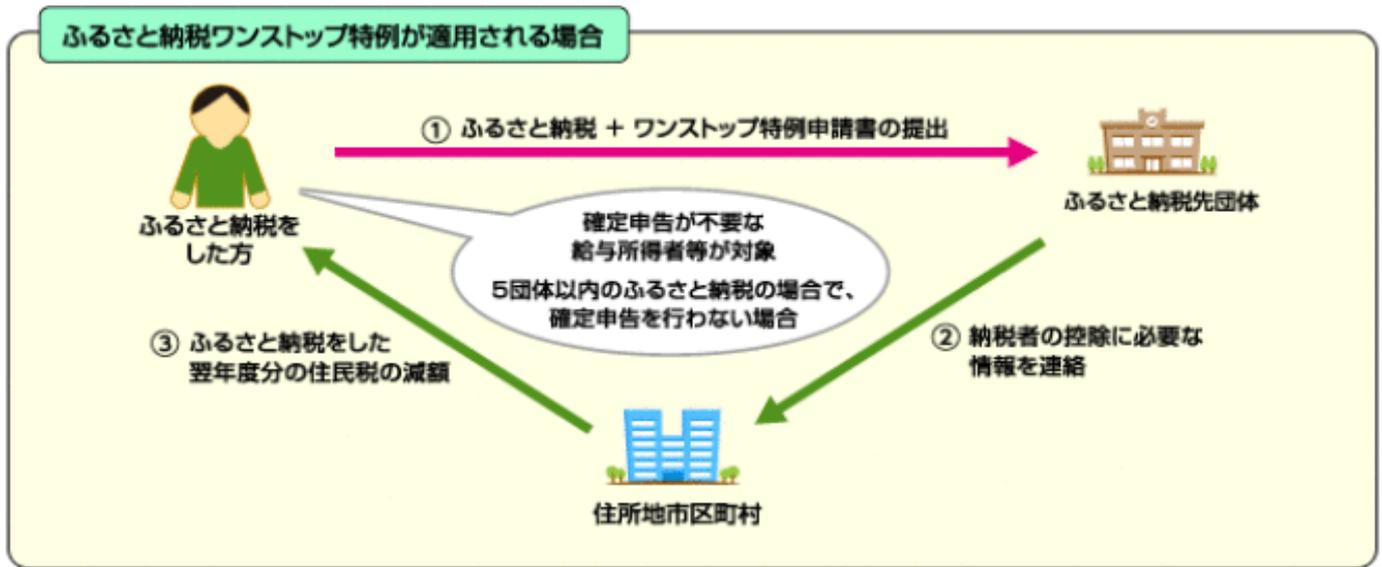


ワンストップ特例制度

ふるさと納税による税の軽減を受けるためには確定申告を行っていただく必要がありますが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、

- ・ 寄附をされる方が寄附先の自治体「浜中町」へ申請を行い
- ・ 寄附先の自治体が、その方の住所地の市町村への控除申請を代行することで、個人住民税の控除を受けることができる制度です。

確定申告をされる場合は、所得税と個人住民税から軽減を受けることとなりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、個人住民税からまとめて軽減を受けることとなります。



ワンストップ特例の対象者

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

- 地方税法附則第7場第1項（第8項）に規程する申告特例対象寄付者であること

ふるさと納税の寄付金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。確定申告を行わなければならない自営業者等の方や給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

- 地方税法附則第7場第2項（第9項）に規程する要件に該当する者であること

その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方が対象です。

手続き方法

所定の様式による「申告特例申請書」を浜中町へ提出していただく必要があります。

特例を申請される方は、「寄附（ふるさと納税）申込書」のワンストップ特例の申請書欄にて希望するに○をつけて下さい。

「寄付金受領証明書（領収書）」とあわせて一部必要情報を差し込みました「申告特例申請書」をお届けしますので、ご記入ご捺印の上、必要書類と併せて送付ください。申請を受付次第、「申告特例申請書受付書」を返送いたします。

なお、申請書を提出後、申告特例対象年の12月末までに、転居による住所の変更や婚姻などにより氏名が変わった場合は、翌年1月10日までに変更届を提出してください。

※変更届が提出されない場合は、道府県民税及び市町村民税が控除されませんので、必ず提出してください。